

## 一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザル実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一宮市水道料金徴収等業務委託（以下「本業務委託」という。）について、お客さまサービスに直結する業務であることから、適正かつ公平性を確保しながら、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の価格以外の要素を含めて総合的に判断し、優れた受託候補事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に本業務を委託するために必要な手続きについて定めるものとする。

### (業務対象区域)

第2条 業務対象区域は、一宮市給水区域及び一宮市が必要と定めた区域とする。但し、収納業務及び滞納整理業務については、日本国内とする。

### (業務委託内容)

第3条 本業務委託の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 開栓・閉栓業務
- (4) 調定・収納業務
- (5) 水道新設開始・水道改造開始・下水開始等台帳登録業務
- (6) メーター入出庫及び保管業務
- (7) 検定満了メーター一括取替業務
- (8) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱業務
- (9) 滞納整理業務
- (10) 電子計算処理業務
- (11) 統計業務
- (12) 不納欠損準備及び債権管理業務
- (13) 災害時の対応業務
- (14) 時間外の待機業務
- (15) その他(1)から(14)に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

### (委託期間)

第4条 委託期間は、本業務委託の契約締結日から令和13年3月31日までとする。

2 契約締結日から令和8年3月31日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

### (予算の減額等による契約変更等)

第4条の2 一宮市は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

### (提案見積限度額)

第5条 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間の本業務委託に係る提案見積限度額の総額は、1,612,680,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等」という。）を除く。）とし、年度別の提案見積限度額については、令和8年度から令和12年度の各年度において、322,536,000円（消費税等を除く。）とする。

2 提案見積金額は、前項に掲げる提案見積限度額を超えてはならない。

### (プロポーザルの参加募集等)

第6条 プロポーザルの参加募集等について必要な事項は、インターネット上の、一宮市公式ウ

(プロポーザルの参加資格要件)

第7条 プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和6・7年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和2年度以降において、給水人口20万人以上の水道事業者と本業務委託内容と同種又は類似の業務について契約をし、受託業務実績を有している者であること。  
なお、本業務委託内容と同種又は類似の業務とは、水道使用の中止開始届・地下埋設物照会などの受付業務、窓口での水道料金等の収納業務、定例のメーター指針確認及び審査・再調査を行う検針業務、中止開始届に係る開閉栓業務（中止精算を含む）、給水停止実施を含む滞納整理業務、電算システムの開発・運用の電子計算処理業務、メーター入出庫及び保管業務までの業務を全て含むものとする。
- (6) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又はISO27001の情報セキュリティ関連認証等を取得していること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

#### ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
- ② 親会社を同じとする子会社の関係。

#### イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は、民事再生法第64条第2項の規定により選任されたものをいう）を兼ねている関係。

(受託者選定方法)

第8条 本業務委託の受託者は、一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会設置要綱の規定により設置された一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）において、プロポーザルによる技術提案及び企画提案の評価を行い、審査することで選定する。

- 2 評価検討会は、参加申込事業者が1社でも当該プロポーザルを有効とし、前項により受託者選定を行うものとする。

(参加申込及び辞退)

第9条 参加申込事業者は、別に定めるプロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）を令和7年4月11日（金）午後3時までに一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。なお、提出期間については、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。また、令和7年

4月11日（金）にあつては、午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

- 2 参加申込書の提出方法は、参加申込事業者による持参とする。
- 3 参加申込事業者は、次に定める書類を参加申込書に添付し管理者に提出しなければならない。
  - (1) 会社概要書（様式第2-1号）
    - ① 履歴事項全部証明書 ※法務局で、申込日前3か月以内に発行されたもの
    - ②パンフレット等がある場合は、添付する。
  - (2) 賠償保険等の加入状況に係る書類  
不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険の加入状況について確認できるもの（一宮市または第三者に対する損害を賠償するための損害賠償保険、個人情報等の漏洩による損害賠償のための個人情報等漏えい賠償保険等）
    - ① 加入中である保険証書の写し
  - (3) 類似業務受託実績表（様式第3号）及び第7条第1項第5号に規定する同種又は類似の業務実績を証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を1件記入する。）
  - (4) 認証取得状況届（様式第5号）  
情報セキュリティ関連の認証取得状況、認証の写しを添付する。
- 4 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第14号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

#### （資格審査及び審査結果通知）

- 第10条 評価検討会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格について審査する。
- 2 管理者は、前項の審査により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、資料の閲覧日時及びこれに対する質問受付期間を掲載した、別に定めるプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第6-1号）により、プロポーザルへの参加を通知するものとする。
  - 3 管理者は、第1項の審査により、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められた参加事業者に対し、別に定めるプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第6-2号）により、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

#### （資料の閲覧）

- 第11条 管理者は、参加事業者からの依頼に対し、日時を指定し、業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を実施するものとする。なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。
- 2 前項の規定による資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めない。
  - 3 資料の閲覧等において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

#### （提案書等の提出）

- 第12条 参加事業者は、本実施要綱及び別に定める一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に従い、業務提案書正本（様式第8-1号）及び副本（様式第8-2号）それぞれに、次に定める提出書類及び業務提案に関する書類を添付し、所定の方法により令和7年5月20日（火）～令和7年5月26日（月）午後3時までに管理者に提出しなければならない。なお、提出期間については、休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。また、令和7年5月26日（月）にあつては、午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (1) 会社概要書（様式第2-1号）

- (2) 財務状況関係書類（任意様式）  
各会計年度における
    - ・直近2年分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
    - ・直近5年分の経営比率計算書（様式第2-2号）及び直近の添付書類
  - (3) 類似業務受託実績表（様式第3号）及びそれを証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を最大5件まで記入する。）
  - (4) 配置予定業務責任者の業務経歴（様式第4-1号）、在籍証明書（様式第4-2号）  
（業務提案書副本（様式第8-2号）に添付する在籍証明書（様式第4-2号）はコピー可とする。）
  - (5) 業務体制及び業務執行計画
  - (6) 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方
  - (7) 受付業務（窓口・電話、埋設照会、水道料金等収納業務含む）に対する考え方
  - (8) 検針業務（再検針調査業務含む）に対する考え方
  - (9) 開閉栓業務（精算業務含む）に対する考え方
  - (10) メーター入出庫及び保管業務に対する考え方
  - (11) 中高層集合住宅等の特別取扱業務に対する考え方
  - (12) 滞納整理業務に対する考え方
  - (13) 電子計算処理業務に対する考え方
  - (14) 研修体制に対する考え方
  - (15) 個人情報保護等に対する考え方
  - (16) 災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方
  - (17) お客さまサービスの向上を踏まえた、どのような経営効率化策をもっているか
- 2 プロポーザルに係る各書類の提出先は、一宮市上下水道部営業課とし、参加事業者による持参とする。
  - 3 提出書類は、日本語を使用し、日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴りで、原則、両面印刷の書類とするが、必要に応じ A3 版横置きの片面印刷も可とし、とじ込み折りの上、作成するものとする。目次及び頁番号を付けること。なお、紙媒体での提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。
  - 4 業務提案書の作成については、業務提案書正本（様式第 8-1 号）を 1 部、業務提案書副本（様式第 8-2 号）を 9 部作成のうえ提出すること。また、業務提案書の内容に見積金額は記載しないものとする。なお、電子媒体の提出は CD-R に業務提案書（正本）を PDF ファイル形式で記録したものを 1 枚作成のうえ提出すること。
  - 5 提案見積書（様式第 9-1 号）及び見積内訳書（様式第 9-2 号）は、業務提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ 1 部提出すること。
  - 6 プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 11 号）を 1 部提出すること。
  - 7 業務提案書作成にかかる費用は、参加事業者の負担とする。
  - 8 提出された提案書等は返却しないものとする。

#### （質問の受付）

第 13 条 提案書等の作成に係る質問は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、参加事業者から業務提案書に係る質問を、提案書等の作成に係る質問書（様式第 7-1 号）により電子メール（メールアドレス：eigy@city.ichinomiya.lg.jp）で受け付ける。
- (2) 質問受付期間等については、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 6-1 号）に記載するものとする。
- (3) 管理者は、参加事業者から質問を受けた場合は、募集要領に定める方法により、提案書等の作成に係る質問に対する回答（様式第 7-2 号）を行うものとする。

#### （プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

第 14 条 提案書等が提出された後、評価検討会は、参加事業者ごとのプレゼンテーション及び

ヒアリングを実施する。実施方法については、プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書（様式第 10 号）により通知するものとし、詳細については募集要領によるものとする。

（プロポーザルの評価基準及び審査）

第 15 条 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、創造性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は、評価検討会が行うものとする。

2 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、業務提案書の内容等に関するヒアリングを行い、参加事業者から提出された業務提案書については、別に定める一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準に基づき行うものとする。

3 審査は、各参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補事業者とし選定する。

4 評価基準総合点は、評価項目ごとに評価検討会委員の得点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第 3 位以下を四捨五入する。

（受託候補事業者の決定及び通知）

第 16 条 管理者は、評価検討会の審査結果を受けて、受託候補事業者を決定する。

2 管理者は、受託候補事業者に決定した参加事業者に対し、受託候補事業者に決定した旨を、受託候補事業者選定結果通知書（様式第 12 号）により通知する。

（非選定結果の通知）

第 17 条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、受託候補事業者に選定されなかった旨を、受託候補事業者非選定結果通知書（様式第 13 号）により通知する。

2 非選定事業者は、管理者に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は、募集要領に記載した期限までに説明要求書（任意様式）により説明を求めることができる。

3 管理者は、前項の規定による説明要求があった場合、参加事業者の評価基準総合点に限り書面にて回答する。

（委託契約）

第 18 条 管理者は、受託候補事業者と一宮市水道料金徴収等業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

2 本契約の条件等については、提案書等の内容を基本として、管理者と受託候補事業者との協議により定めるものとする。

3 受託候補事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において、既存業務の引継ぎ及び本業務委託の準備期間を設け、当該期間における必要な経費を負担するものとする。

4 本業務委託の委託料の支払い開始は令和 8 年 4 月の業務終了からとし、各月末終了後、請求に基づき支払う。

（失格条項）

第 19 条 受託候補事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

(1) 提案書等の作成に関して不正行為が認められた場合

(2) 本業務委託の契約締結日までに第 7 条で規定するプロポーザルの参加資格要件を欠く者となった場合

(3) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合

(暴力団の排除)

第20条 受託候補事業者選定から本契約締結の日までの期間において、受託候補事業者が暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約等を締結しないものとする。

2 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

3 受託候補事業者は本契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(次順位者の繰り上げ)

第21条 管理者は、受託候補事業者と本契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった順に、本業務委託の契約締結についての交渉を行うことができる。

(事務局)

第22条 プロポーザルに係る事務局は、一宮市上下水道部営業課に設置する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

2 この要綱は、受託者と本業務委託の契約を締結した日をもって廃止とする。